

JETRO ASEAN 知財動向報告会
実用新案/小特許に関する制度の調査

2014年5月15日(木)

パートナー弁護士 小野寺 良文

調査事項

1. 方式審査の有無、内容
2. 実体審査の有無、内容
3. 同時出願の可否
4. 権利行使要件－技術評価書に準ずる審査の要否－
5. 登録された権利を無効にし又は取消すための手段
6. 不正に取得された実用新案が無効にし又は取り消された事例
7. 不正に取得された実用新案権が権利行使された場合の抗弁
 - (1) 先使用の抗弁
 - (2) 外国における公知の抗弁

結果の要旨

- ✓ 一般的にASEAN諸国において実用新案の冒認出願等の被害が大きな問題となっている状況にはない。
- ✓ ただ、フィリピン及びタイ等では、無審査で登録されており、また、審査主義の国においても審査能力に疑問もあり、発明が冒認されるおそれがあることは中国と変わりないといえる。
- ✓ そして、中国では進歩性が要求されているが、ASEAN主要国では新規性のみが要件とされている点も特徴である。換言すれば無効/取消を求める場合、対象となる発明と同一の発明の公知技術が必要となる。
- ✓ 中国において認めれている特許と実用新案の同時出願(中国特許法9条参照)が認められている国はない。
- ✓ 権利行使に当たり日本の技術評価書(実用新案法12条以下参照)に準ずる審査の要否については、いずれの国も法律上の要件とはされていない(一部の国において実務上利用される)
- ✓ 外国における公知技術及び先使用の抗弁はほとんどの国で認められる

結果の要旨 (Cont.)

		カンボ ジア	インド ネシア	ラオス	マレー シア	フィリ ピン	タイ	ベトナ ム
方式審査		○	○	○	○	○	○	○
実体 要件	進歩 性 新規 性	○ ○	○ ×	○ ○	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×
実体審査		×	○	○	○※	×	×	○
同時出願		×	×	×	×	×	×	×
権利行使要件		なし	なし	なし	なし	なし ※	なし ※	なし ※
無効/取消		○	○	○	○	○	○	○
抗	先使用	○	○※	NA	○	○	○	○



小野寺 良文 Yoshifumi Onodera
パートナー/北京事務所主席代表

tel. 03-5223-7769

yoshifumi.onodera@mhmjapan.com

2000年に当事務所に入所以来一貫して、特許権、商標権、著作権等、知的財産法関連の訴訟（侵害訴訟、無効審判、審決取消訴訟）、仲裁及びライセンス契約交渉等の案件を担当。化学・生物学のバックグラウンドを有し、これまでに医薬品、バイオテクノロジー、塗料、油脂、半導体、情報機器、光学装置、ソフトウェア、ゲームソフト等の多様な技術分野に関する技術的専門性の高い案件を手掛けている。中国及びアジア地域（ASEAN諸国及びインド）の知的財産権業務（模倣品、冒認商標権等に関する行政取締り手続、異議手続、訴訟手続及びライセンス契約等）も多数手掛けている。

Best Lawyers in Japan (The Fourth Edition)に「Intellectual Property Law」部門で選ばれている。

2000年 弁護士登録、第二東京弁護士会所属

言語：日本語、英語、中国語

(経歴)

1998年 東京大学農学部応用生命科学課程森林生命科学専修
 2007年 青山学院大学法科大学院 客員教授（知的財産法）
 2013年 日本弁護士連合会 知的財産センター委員
 2014年 東京税関 知的財産権専門委員
 2014年 国際法曹協会 (Officer of the IP & Ent. Committee)

(中国知的財産権に関する最近の論文)

国際商事法務 Vol. 41 No. 9 2013年9月15日刊
 「電信及びインターネットユーザー個人情報保護規定の解説」

国際商事法務 Vol. 41 No. 6 2013年6月15日刊
 「「中華人民共和国商標法修正案（草案）」（第3回改正案）の解説」

NBL 1002号 2013年6月1日刊
 「続・重要判例に学ぶ中国ビジネス最前線(10) 不正競争行為をめぐる裁判例」

ご清聴ありがとうございました。

**ご意見・ご質問等がございましたら
お気軽にご連絡ください。**